

募集要項等に関する質問及び回答

No.	資料の種類	ページ・項目	質問内容	回答
1	募集要項	2 ページ 4 指定期間	・工事時期の記載がないため、指定管理者側で影響の少ない時期を指定して問題ないという理解でよろしいでしょうか。 ・またプール以外の施設は通常通り運営可能ということによろしいでしょうか。	・工事時期については、令和9年度に工事発注を予定しており、指定管理者側で指定できるものではありません。具体的な時期については、受注業者と市、指定管理者側で協議を行った後に決まる予定です。 ・また、プール以外の施設についてはお見込みのとおり運営可能です。
2	募集要項	4 ページ 8 管理運営上の留意事項 (4) 市の取り組む施策及び事業には積極的に協力してください。	・想定される具体的な事業とそれにかかる費用をご教授ください。	・市の取り組む施策及び事業では、例えばトライアスロン事業などの市が主催及び後援を行っているものについてポスター掲示依頼等の協力依頼を想定しております。 費用については、指定管理者側で負担いただくものは基本的に無いと想定しております。
3	募集要項	4 ページ 8 管理運営上の留意事項 (8) 指定管理業務の遂行に当たり、指定管理者が知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用することはできません。指定期間が終了し、又は解除された後も同様とします。	・現在運用されている会員管理システムは、現指定管理者が独自に導入したシステムであり、市の所有物ではないとの認識でよろしいでしょうか。 その場合、利用者の同意なく個人情報を次期指定管理者へ引き継ぐことはできず、次期指定管理者において新たに会員を募集し、個人情報を取得する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。 また、会員管理システムについても、次期指定管理者が独自に準備・導入するものと考えてよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。

4	募集要項	5 ページ 9 事業収支に関する事項 (4) プール特定天井工事に伴う収入減収について 「4 指定期間」で記載しました令和9年度にプール特定天井工事を実施するに伴い、約3か月間プール施設が使用不可となります。そのため、令和9年度においては会員収入減少及び都度利用収入減少が想定されます。その補填金については令和9年度決算が確定し、令和10年度において教育委員会と指定管理者で協議を行い、補填を行う予定とします。 なお、補填金については令和10年度の1度のみとし、以降の会員数減少等に伴う収入減少についての補填はありません。	①収入の減少分を補填頂けるという認識でよろしいでしょうか。 ②令和10年度というのは令和9年度の減収分を令和10年度に補填いただけるという理解でよろしいでしょうか。 ③補填いただける方法は、令和10年度の指定管理料とは別にお支払いいただけるということでしょうか。 ④令和9年度の減収分に係る補填金について、企業会計上、決算日時点において補填金の回収可能性及び金額を合理的に見積もり、適切な期間帰属に基づく会計処理を行う必要があります。そのため、令和9年度終了後速やかに、市との協議により補填見込額（概算額）について双方で確認することは可能でしょうか。（なお、補填金の実際のお支払いは令和10年度中で差し支えありません。）	①令和9年度決算における収入減少分や支出においては人件費や水光熱費等も減少すると想定されるため、収支状況を勘案して補填するという認識です。 ②令和10年度に補填し、減収分の考え方は①と同様です。 ③お見込みのとおりです。 ④可能です。
5	業務仕様書	7 ページ 12 事業計画書及び収支計画書 (3) 施設の効用の最大限発揮 イ 令和4年度から令和8年度までにおける各年度の具体的な運営内容について（様式5－4）	・令和9年から13年という認識でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
6	業務仕様書	8 ページ 13 申請手続き (1) 申請に必要な書類等 イ 団体の概要（様式3）	・団体の概要（様式3）について、「累積損益」の記入欄がありますが、当社は合併や分社を複数回行っているため、創業からの累積損益を算出することができません。この場合、記入不要の理解でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。

7	業務仕様書	8 ページ 13 申請手続き (1) 申請に必要な書類等 (ク) 構成団体の直近3か年の事業年度の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨の各納税証明書（市内に事業所を有しない法人にあっては、法人税納税証明書）、法人以外の団体にあっては、代表者の市税の納税証明書（申請日前3か月以内に発行のもの）	・納税証明書の提出について、法人税・消費税及び地方消費税はその3の3の提出でよろしいでしょうか。また、観音寺市に事業所がなく、納税義務がない場合、本社所在地の市税に滞納がない旨の証明書の提出でよろしいでしょうか。	・法人税・消費税及び地方消費税はお見込みのとおりです。 なお、観音寺市に納税義務がないかの確認については本市税務課にご確認ください。
---	-------	--	---	--